

8 部活動

【保健体育課②・高校教育指導課①】

(1) 基本的な考え方

コロナ禍の中での活動であるということを念頭に置き、感染・事故防止の対策を徹底した上で、生徒の安心・安全の確保を最優先とした活動を行うものとする。

(2) 具体的な進め方

ア 活動日数及び1日当たりの活動時間等

(ア) 「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」及び各学校の方針に基づく活動とする。

(イ) 部活動における感染拡大を防止し、日々の活動及び大会への参加の機会を守ることが重要であることを踏まえ、「体調不良者の参加禁止の徹底」、「活動場所の換気の徹底」、「感染対策なしでの会話・飲食等の禁止」について、重点的に取り組む。

(ウ) 陽性者発生時の初期対応を徹底する。部活動内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、原則3日間活動を停止する。また、その間に新たな陽性者が確認された場合は、活動停止期間を2日間延長し、5日間とする。

部活動内での感染拡大防止のため、濃厚接触者相当の者を除く体調不良のない無症状者について、無料検査の受検を推奨する。

(エ) 各地域の感染状況等を踏まえ、活動内容や時間等の計画を慎重に検討する。

イ 校外活動や対外試合等

(ア) 練習試合等は各地域の感染状況等を踏まえ、最小限の学校数に限定する。

(イ) 県境をまたぐ活動は、感染拡大防止の観点を踏まえ、校長が実施の可否を慎重に判断する。

(ウ) 生徒や教職員の感染拡大防止を優先し、各種団体等が主催する大会やコンクール等への出場については、校長が参加の可否を判断する。

(エ) 県外の大会等に参加する場合は、令和4年1月27日付け教保体第1611号「部活動の大会等に出場する場合のPCR検査等の受検について（通知）」を参照し、PCR検査等の受検について配慮する。

ウ 泊を伴う活動

「Ⅲ-1-7(6) 修学旅行(国内)など、泊を伴う校外行事(ただし、部活動等を除く)」を参照し、県内及び遠征(宿泊)先の感染状況や感染防止対策、現地の医療体制等を慎重に検討し、校長が実施について判断すること。

陽性者等が発生した場合の対応について、生徒及び保護者の理解を得ること。

(3) 日常的な活動

ア 活動計画等

(ア) 顧問は、コロナ禍における活動として、必要性を十分考慮した上で、各中央競技団体及び各連盟のガイドライン等を遵守して計画を立て、生徒や保護

者等に対して、丁寧な説明や対応を行い、理解を得た上で活動する。

- (イ) 管理職は、計画を確認し、適切に指導する。
- (ウ) 生徒本人や同居の家族に体調不良がある者の活動参加禁止を徹底する。
- (エ) 感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、安心して参加しない選択ができる環境を整える。(参加を強制することや、参加しない生徒が不利になるような不適切な対応は、絶対に行わないこと。)

イ 感染防止対策・事故防止の徹底

- (ア) 「体調不良者の参加禁止」、「活動場所の換気」、「感染対策なしでの会話・飲食等の禁止」(以下、「重点取組」という。)を徹底する。
- (イ) 健康観察を徹底するとともに、体調不良者の活動参加禁止を徹底する。
また、家庭内に体調不良者(未診断の発熱等)がいる場合にも、活動への参加を禁止すること。
- (ウ) 専門家による学校訪問の結果やアドバイスを、各学校の感染防止対策の強化に活用する。

保健体育課ホームページ：

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/kansenshou.html>

- (エ) 更衣場面、休憩場面、活動前後、登下校時等における感染防止対策を徹底する。
 - (オ) 部室の使用は原則禁止とし、更衣や道具の出し入れ等やむを得ない場合は、換気を十分に行いながらの使用を徹底する。
 - (カ) 活動場所の換気や飛沫感染防止策を徹底する。特に屋内運動競技での感染事例が多いことを踏まえ、サーキュレータ等を活用し、常時又は定期的な換気を徹底する。
 - (キ) 運動時は身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ない。ただし、生徒の間隔を十分に確保するなどの対策を講じる。
また、運動以外の際は、可能な限りマスクを着用する。
 - (ク) 体育館等を使用する場合の部の入れ替えについては、生徒の集合時間等を考慮し、生徒の入れ替えの時間を十分に確保する。
 - (ケ) 活動終了後は、寄り道せずに速やかに帰宅することを徹底する。
 - (コ) 感染症防止に加え、熱中症等による事故防止のために気象情報を積極的に入手することや、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い場合は活動を中止する等、対策を徹底する。
 - (サ) 事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行わない。
- (4) 公式大会等参加への対応について

オミクロン株が主流である間における公式大会等への参加については、令和4年4月15日付け教保体第119号「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応について(通知)」及び令和4年4月15日

付け事務連絡「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応に関するQ&A」のとおりとする。